

令和2年度再犯防止推進計画白書を検討し、さらに次期計画で検討すべきいくつかの課題

宮田桂子

第1 白書の統計数値が昨年度のままであることとCOVID-19の流行について

本年度、就労支援専門官をおいた施設が15庁となり、コレワークが矯正管区毎に設置拡大したこと、更生保護就労支援事業所が22庁に拡大したこと等については、非常に喜ばしいことである。

しかし、そもそも、今回の白書は、そういう前進があったことだけを表に出すために、令和2年度の活動の停滞についての記載が全く抜け落ちている。

第1章の職場体験や外出、外泊、職業指導、ハローワークとの連携、協力雇用主数をはじめとして、令和元年度白書と令和2年度白書とでは、実績についての数値が全く変わっていない部分が多く見られる。

当職は、数名の受刑者から、各刑務所でも、最も基本的作業である刑務作業や各種プログラムを中止せざるを得ない状況になったという手紙をもらっている。令和2年度（令和元年度末から、というべきか）の諸活動がCOVID-19の流行によって停滞したことは疑いなく（そもそも、刑務所内の感染拡大により新入ができなかったり、他施設への移送もあったやに聞いている）、そのような具体的な記載をすることが必要である。上記のような白書の記載について、活動の停滞を隠そうとしているという悪意の読み方をされてしまうおそれがある（私も全面的にではないが悪意を持って読んでいる）。

COVID-19の流行は、令和3年度中もおそらく収まらない。そのような状況でもなし得る受刑者の職業訓練や各種研修の体制づくりや協力雇用主との連携作業等を図るべきであり、その検討状況や実施した内容について次年度白書に記すべきである。

また、協力雇用主の多くは建築関係の業者であり、飲食店もあるところ、COVID-19の流行によって大打撃を受けたところも少なくない。企業業績が大幅に悪化し、協力雇用主を返上する企業も相当数出てきているのではないかと思われ、白書では2019年10月での協力雇用主の数を記載しているところ、これはマックスの数字であり、その後は減少の一途なのではないのか。そのような状況があるのであれば、それを正面から白書に記載し、景気動向等に左右されない支援体制をどう作ればよいのか、業種の偏りをどうすればいいのか、犯罪をした人が成長産業に関わっていけるための方策はあるのか等といった問題を真剣に考える必要がある。

第2 就労の確保の点での問題点

1 就労のマッチングの問題

協力雇用主の職種が限られているなど、受刑者や少年院収容者（以下「受刑者等」とする）の職種の選択の余地は必ずしも大きくないとはいえ、受刑者等をその適性とはあわない業務内容に就労させれば、長続きしないことが起こり得る。受刑者等が正確なセルフイメージを持っておらず、希望する職種とのミスマッチが生じる（たとえば、自分の知的障害に気づいておらず、知的に高度職業や現実性のないスポーツ選手を希望するなど）こともあり得ると思われるし、一度就労した業種で適性を欠いていた（例えは、単純な例だと建築業で腰痛になるなど）ということもあり得る。職業選択については、職場体験や研修

等で仕事に早くなじませるということだけでなく、本人の希望を聞くことはもちろんだが、施設内で行われた知能テストの結果などの能力に関する情報や本人の性格、過去の職歴等の資料を十分に検討したうえでアセスメントを行い（もしかすると、公判段階で更生支援計画が立てられていた場合には、その点に役立つ記載があるかもしれないし、精神鑑定、心理鑑定等の記載が本人の性格分析に役立つかもしれない。裁判段階で出された証拠の有効活用はもっと考えられてよい）、本人の適性にあった職種を見いだし（ここで能力の不足等を指摘して自信を失わせないことも大切だが）、職業適性について助言をすることで、受刑者の選択肢を広げることも考えるべきである。

就労前のアセスメントについては以前から指摘しているところである。

2 「農福連携等推進ビジョン」について

「農福連携等推進ビジョン」（以下「ビジョン」という）が策定されたことは喜ばしい。しかし、農福連携を拒んでいるものには地域の不寛容があること、即ち、障害者や犯罪をした人に対する差別意識を考えておく必要がある。障害者施設を作ろうとしたときに、障害者が来ることでの地域の評判の低下、治安の悪化等を理由にした反対が起きる（要は、反対する人にとっては迷惑施設扱いなのである）ことはよくある。農福連携の施設を作ろうとしても、地域からの反発、排除は起こり得る。この推進ビジョンでは、一番の足かせであるこの障害者、犯罪をした人への差別、偏見の問題に関する言及がないところに疑問がある。今うまくいっている団体はどうしてうまくいっているのか、うまくいかなかつた計画はどうしてダメだったのか（更生保護施設のソーシャルファーム構想が頓挫した例がある）等をきちんと分析し、地域での偏見等をどうやって打ち払えたのか（もしかすると有力者の声がけがあったのかもしれないし、たまたま障害者の家族が農地を持っていたのかもしれない）等を分析する必要がある。

そのうえで、様々な形で成功例を紹介して、「私たちの地域でもこれをやりたい」と思える人を増やすなければならないと考える。後者については、「ビジョン」の中で、認知度の向上として検討されている点であるが、戦略的なプロモーション先（5頁）として、特別支援学校、学級も考えられるべきである。障害者施設を作るについて、PTAや教員が非常に大きな役割を果たした例はたくさんある（たとえば「どんぐりの家（山本おさむ）」という漫画ではろう重複の子どもの先生や親たちが奮闘して施設建設に関わったことが題材となっている）のであり、「親なき後の子の幸せ」につながるのであれば、積極的かつ精力的に動いてくれるはずである。その中に、農地を持っている人、林業や漁業を営んでいる人がいたとすれば、そこが施設づくりの突破口になる可能性がある。

また、農福連携等を支えるという観点からは、農産物の販売、消費の問題を考えなければならない。農福連携により、各地で福祉的な視点から農業が営まれている。農福連携をしている団体（以下「農福団体」という）によっては、農産物の加工も同時に行い（あるいは加工業者への供給の形で出荷先を確保している場合もある）、あるいは、適切な販路を築いているところもあるが、それが十分ではないところもある。まず、農福団体と矯正施設や更生保護施設等の法務省関連の団体や個人の連携を開始することが考え得る。刑務所は CAPIC のブランドでの販路を持っており、食品加工の免許もある施設もあるのだから、農福団体から農水産物（あるいは木材もか）を購入し、加工、販売を矯正側で担い、

その過程で農福団体を紹介するというかたちで、農福団体を支援する方法がとり得る。このような連携をすることで、受刑者に第1次産業への興味を持たせ、就農等に導くこともできるのではないか。また、更生保護施設は、昼間には施設ががら空きということがあり、農福連携で農産物を生産している団体と協力し、農産物の加工やパッケージを都市部の更生保護施設で行い（そのためには食品加工の許可を得る必要があるが。また施設の入所者ではなく、更女などの支援者が加工することも考えられるかもしれない）販売する連携方法も考え得る。刑務所等で、犯罪をした人の手で農産物を丁寧に商品化することにより、農福団体にかかる人たちの犯罪をした人への好意的な見方が出てくるかもしれない。加工販売であれば、商品としては高く売れない規格外商品を使用することが可能となる。また、更生保護女性会のやっている子ども食堂等に、農福団体を紹介し、農産物の購入を促進するといった連携も可能だと思われるし、保護司に対して、農福団体を紹介し、故人として直接、農産物を購入するといった連携もあってよいと思われる。

他にも、刑務所によってはPCについての研修等を行っているので、刑務所で、農福団体の商品をネット販売するためのプラットフォームを作成し、販売を手伝うということも考えられるかもしれない。

保護司等の中には、地域の名望家も多いのだから、農福連携について知らせることで、さらなる事業の展開にもつなげ得るかもしれない。法務省が農福連携を盛り上げる方法を考えもせず、農福農福と言っているだけでは、犯罪をした人を受け入れてもいいという団体等が増えていきはしないだろう。

第2 居場所の確保

1 「これからの中長期的視点での更生保護事業に関する提言」について

平成31年3月、これからの中長期的視点での更生保護事業に関する提言が発表された。一読し、大変失礼だが、今まで法務省がやろうとしてきたことを有識者が追認しただけ、という印象を持った。

更生保護事業についての一番の問題は、入所者を委託したときにのみ委託料を支払うという国の金銭支払い方法及びその金額の少なさ、即ち、事業への国費の投入の仕方が福祉とは桁の違う少なさである、ということに尽きる。この点が解消されれば、職員の人員や給与についても今のような状況（現在、更生保護施設の役員、職員の多くは法務省OB等の年金生活者であり、年金があるから低い給与でどうにかなっている面がある）が改善し得るものと考える。この提言では、金銭問題についての言及が少なく、法務省の予算がないことを前提とした提言としか思われない。障害者施設が犯罪をした人を受け入れた場合の地域生活移行個別支援特別加算と更生保護の委託費を比較すべきである。障害者施設が刑務所出所者等を受け入れた場合には、地域移行支援サービス費に加え、退院・退所月加算、集中支援加算（月6回以上面接、同行支援を行った場合）、特別地域加算などがあり、体験入所に対する加算もある。同じように障害のある犯罪をした人を支援しようとしたときに、更生保護施設が非常に大きな経済的ハンデを負っている、ということである。

また、更生保護施設は、現在、不起訴事案、満期受刑者等を含めた更生緊急保護への機動的対応をすることが期待されているのだから、一定の「空き」を作つておかなければそれに対応できない。法務省が施設に空きを作つておくことを期待するのであれば、施設の

運営それ自体に対する予算支出や空床に対する費用支払を考える必要があるのに、この提言ではそのような言及がなく、配慮が不十分である。

そもそも、法務省が予算を増やす能力があるとは思われず、更生保護施設に対して、厚労省から、本来福祉の対象となる障害者、高齢者等を預かった場合の加算についての予算支出をお願いすることが現実的なのかもしれない。

提言では、更生保護団体をはじめ、自治体、医療、福祉、自助グループ、弁護士、NPO法人やボランティア等との幅広いネットワーク作りをしている団体を紹介し、更生保護協会や更生保護施設が支援ネットワークの拠点となるべきとしている（11～12頁）が、更生保護協会は、一時保護事業や子ども食堂の運営など、活発に活動しているところもあるが、更生保護のための募金集めくらいしかしていない（失礼な申し上げ方かもしれないが）団体もあり、その体温差は大きいように思われるし、更生保護施設は、職員も不足しており、そのようなネットワークを構築する作業をしている暇があるとも思われない。むしろ、その更生保護施設が所在する保護観察所（の更生保護施設担当保護観察官、というべきか）が、保護司会、施設が所在する自治体（都道府県庁、市町村だけでなく、そこが運営する保健所等も含めて）や弁護士会などに声掛けをして協議を行うなどし、支援組織を作るための人脈を発掘する作業を担うべきではないのか。

「提言」では、更生保護施設の空室の原因について、出所者の減少や特別保護による福祉の参入等を上げている。ある更生支援を行っている人から、府中刑務所付近のコンビニのゴミ箱には保護カードが捨ててある、と聞いている（これは以前にも指摘した）。満期出所者に対して、保護カードを渡し、生き場所がない場合等には更生緊急保護が受けられることを告知しているというのだが、保護観察所は、夜間の業務はしていないし（出所は朝でも、故郷等の帰りたい場所に移動すれば夜になることもある）、土日休日は休みであり、出所した日時によっては保護観察所への連絡すらできないし、官庁街にある（とくに東京では国家の中核である霞ヶ関！）保護観察所は、刑務所から出てすぐ行く場所として非常に敷居が高い（「シャバ」に出られる仮釈放を受けられるから喜んで行くだけだが）。更生緊急保護を受けたい人が容易に受けられる態勢がない状態で、満期釈放者への情報提供をしても無意味である。例えば、保護観察所の交替勤務や業務委託先を設けること（たとえば、刑務所出口に相談用の直通電話を設けることも考えられる）による土日の対応であれば、すぐにでも実行は可能ではないのか。

2 電話を！

昨年と同じことを繰り返すが、現在、就労のためには携帯電話が不可欠である。電話連絡やメールでの連絡ができなければ可能な就労の機会を逃してしまいかねない。本計画策定の際、このような意見を述べたところ、法務省からは、「携帯電話は遊びにも使える」との回答があったことも、今年も繰り返して書いておく。生活保護をもらって医療を受ける人もいれば、頑張ってそれを学びのために使う人もいる。法務省の考えは、「お金は遊びにも使えるから生活保護はバウチャーで」というのと同じで、対象者の自主性・自律性・個別事情を考えていない。就労するまで、または3ヶ月間は、公的機関がレンタル携帯を対象者に貸し出す制度を提案する。携帯電話を持たせることは、本人の同意のもとGPS監視を実効化することにも使い得る。

なお、現在、都内のいくつかの更生保護施設では、レンタル携帯について紹介し、就労

等に役立てているようであり、全国的にも周知すべきではないか。

3 満期出所者への多様な情報提供を

過去数回指摘した点を繰り返す。

福祉についての学習を刑務所内で行っても、刑務所は、教材を刑務所外に持ち出すことを許していないと聞いています。能力に問題があるから学習を受けている者にとって、学習したことを記憶に定着させることは容易ではなく、教材というよすががなければ、福祉の援助を求めに行くことを期待できない。

様々な支援を受けられる場所、例えば、福祉事務所等の行政窓口だけでなく、フードバンク、炊き出し等の情報も含めた支援ガイドブックを作り（地域毎に作るという方法が最も効率的である）を、満期出所者全員に渡すこと等を提案したが、未だに顧みられた様子がない。地域毎の情報冊子を作る方法としては、各地の保護観察所が担うことも考えられるが、東京都では、就労、福祉等の横断的な相談窓口についての小冊子を作っており、東京に帰る見込みの者については、刑務所でこれを渡せばかなり有効な情報提供となる。各地の自治体に、そのような小冊子を作つてもらい、満期出所者がどこに帰るつもりか聞いて渡すことは十分可能で、そのような形で自治体と刑務所とが連携することも考えられる。

第3 保険医療・福祉サービスの利用の促進のための取組について

1 地域生活定着支援センターなどの社会復帰支援を担う事業者に関する入札をめぐる問題

地域生活定着支援センター（以下「センター」という）の予算が倍増し、センターでの入口支援の事業化がされることとなり、積極的なセンターが行ってきた入口支援の追認がなされたこと自体は素晴らしいことである。

しかしながら、センターは様々な問題を抱えている。

その最も大きな問題の一つは、委託を受ける事業者が安定しない、ということである。都道府県は、委託事業の受託者を入札で決定している。東京都では、最初に事業を受託した事業者が、2期目以降は入札に敗れており、2期目以降を担っている現在の事業者は、当初の事業者のような熱意に欠けているという評価をする人も少なくない。他の地域においても同様に、入札による事業者の交代によって、センターの事業が大きく後退する（前進した例もあるかもしれないが）例がみられるという。受託していた事業者がそこから外れると、センターの業務を担当していた職員を解雇せざるを得なくなるなど、事業者内の不協和音が生じかねない。このような入札による事業者の交替により、ノウハウが蓄積せず、職員が一から業務を学ばなければならないというマイナスがある。

センターだけではない。東京都では、青少年のワンストップ相談窓口の委託を受けていた、勉強会の開催などにより他機関との連携等を試行していた非常に熱心な団体や、犯罪に関する相談窓口を3年連続で受託していた、入口支援を知悉している団体が入札に敗れており、事業者が変更した。

また、受託した事業者の規模が大きければ、職員の異動の問題によって、業務の質の低下が起きることもある。

再犯防止のための諸事業には、相当のノウハウが必要であるし、事業の方針の継続性も必要となる。事業者との癒着はあってはならないが、一般競争入札では、熱意やノウハウ

等よりも、団体の資金力がものを言うことになってしまいかねず、公的事業をしているという実績作りが目的ではないか、あるいは政治家との癒着があるのではないかという疑いを持たれるような機関が落札することも起りかねない（起こっている、というべきかもしだれないが）。

センターだけでなく、犯罪をした人の社会復帰支援にかかる事業については、有効な事業者の評価基準等を策定し、都道府県に対して総合評価落札方式がとれるような制度設計をすることが必要なのではないかと考える。

2 薬物依存に対する対応について

(1) 保護観察所の関与中から民間機関の利用を勧めるべき

薬物依存に関して、保護観察所が熱心に回復指導を行っていることは十分承知している。しかしながら、「だからこそ」というべきかもしれないが、対象者もその家族も、無料だし、信用できる機関がやっているということで、そこ以外に行こうという動機付けができず、保護観察期間が満了すると指導の手が及ばなくなり、犯罪をした人も「対象者」ではなくなり指導を受ける動機付けが失われ、地域での孤立等もあいまつなどして、再度犯罪に至る場合があり得る。

現在でもダルクスタッフ等がプログラムに参加することなどがあるが、例えば、保護観察所でのプログラムを受講している最中であっても、地域の NA などの自助グループによるミーティングや精神保健福祉センター、あるいは警察署の実施しているミーティングへの参加を促し、プログラムでの感想を聞くなど、地域の団体が提供するプログラムへの参加の機会を作り、顔つなぎをすることを試みてはどうか。

(2) 「大麻を使ってはいけない」というメッセージの弱さ

薬物を使用すべきでないことを啓発するについては、大麻使用の問題点についての説得的な理由付けを啓蒙していくべきである。若者等が、「大麻は毒性が低い」「海外では解禁されている」「海外では医療に使われている」等といって大麻を使用するケースが多い。しかしながら、大麻は、医薬品として使用されるようになり品種改良が進んだのか、大麻使用によりやる気が阻害され、就労に支障を来すなどの大きな副作用が出る者も現れている。私が弁護した大麻の売人（20年くらい使っていたそうである）も、最近の大麻は以前ものよりもよく効くと行っていた。単にゲートウェイドラッグである、というだけなく、医療に使われているとしても、医薬品には必ず副作用があり、大麻も例外でないこと、海外での薬物犯罪が日本に比べて著しく数が多く、刑事事件化を放棄せざるを得ない実情等を正確に説明しなければ、大麻使用を正当と考えている人たちを説得することはできないのではないか。

(3) 家族の啓発、相談の受付を

これも以前から指摘していることであるが再度書く。薬物依存者の受刑者の多くは、仮釈放のつきやすさなども考え、親などの親族を帰住先とする。親族が、イネイブラーである場合も多いし、親族の言動が薬物使用のトリガーとなる場合もある。また、親族に対する情報提供や親族の悩みの解消も必要である。精神保健センターでは家族へのプログラムも提供しているが、もっとアクセスしやすい場所に家族の相談場所を作る等の対応が必要である。保護司が家族の相談にも乗りやすくするために、事件数が少なくな

っているのだから、帰住先調整をし、親を担当する保護司と、対象者を担当する保護司の2名体制にすることも考えられる。

また、既存の家族会がある地域はそれを紹介すれば足りるが、そのアクセスが困難な地域では、保護観察所が音頭を取って家族会を作る（対象となる家族が少なければ、保護観察所どうしが連携してwebでのミーティングを企画するだけでも効果があると考える）ことへの支援も必要ではないか。

第4 学校との連携について

非行少年の学習支援について、少年院等で行った学習を社会でも継続して行えるような支援が検討、拡大していること等は非常に評価できる。

また、文部科学白書では、家計と教育投資の問題や教育機会の均等に関する分析などがあり、非常に重要な問題の指摘と考えるが、さらに検討して欲しいのは、教員の、子ども達を非行に至らさせないための知識として、子どもの行動だけで子どもを決めつけず、親の経済力や子どもへの接し方等へのアンテナが立つようにして欲しいのである。教員は、子どもと接する時間が最も長く、子どもの虐待などのトラウマ体験に気づき得る立場にある。例えば、子どもが不潔な格好をして学校に来ているとき、風呂には入れてもらっているのか、服の洗濯をしてもらっているのかなど、ネグレクトを疑う、子どもが給食費等を持ってこない場合に、家庭の貧困の可能性を考える等というのが典型であるが、こういうときに、教員が「なぜ清潔にできないのか」「なぜ忘れ物をするのか」という対応をするのでは（もちろん、そのように叱るべき場合もあり得るが）、子どもはSOSを出せず、それどころか、子どもどうしのいじめの標的にもなりかねない。

また、教員の負担は様々な形で拡大しているので、虐待や貧困等の問題についてまで対応することは不可能である。教員が子どもの問題を抱え込まないで済むような多職種、地域との連携を考える必要があると考える。文科省は、まずスクールカウンセラー制度を作り、次に、弁護士を念頭においたスクールロイヤー制度を提案した。さらに考えられるのはスクールソーシャルワーカーであろう（スクールカウンセラーをしている福祉職もいるので、現時点でも福祉対応も検討できる学校はある）。親の貧困問題を解決するには福祉や法律の視点が必要である。また、学校が所在する自治体の市役所や保健所等と連携すれば、子どもの見守りも可能となり、虐待が深刻化することを防ぎ得るかもしれない。子どもが学校に来たこのような専門職に相談できる環境はすぐにはできるとは思われず、教員、養護教員からの情報で専門職が動かざるをえないのであり、教員のアンテナが立つようにし、それを磨いて欲しいのである。

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組について

性犯罪については、令和2年6月11日、性犯罪・性暴力対策強化の方針（以下「方針」という）が出されており、被害者への支援をより厚いものとしていくことが定められ、その点には期待ができるが、加害者への対応について根本的な欠落がある。

以前から指摘しているとおり、性犯罪加害者に対しては以下の問題がある。

①過去に比して宣告刑が重くなっている一方で、仮釈放期間は長くなってしまっておらず、仮釈放になった者についてすら社会における伴走期間が十分とれないというえ、離婚等により帰住先

がない、被害者の「出さないで欲しい」という希望が強い等の事情のために満期釈放となり、法的根拠のもとで支援ができない状態の者が多い。

②刑務所内でのプログラムを充実させたとしても、プログラムを受けることは必須になつていないので、知的障害、発達障害等を持つ受刑者の場合、言葉を用いる認知行動療法のアプローチにはなじまない者もいる。しかも、海外での知見において、施設内で被害の対象となるような人がいない状態で治療を行ったとしても、やるかもしれないというリスクをコントロールする力は身につかないといわれている。

③更生保護施設のうち、少なくない施設が近隣住民との間で性犯罪をした者の受け入れをしない（性犯罪、放火は忌み嫌われる）ことを約しており、性犯罪をした者の多くが、家族に見放されており、帰る場所がないことが満期釈放に繋がっている。また、性犯罪をした者は、就労においても困難を極めることが多く、知人を頼るか協力雇用主のもとで就労するかといった、非常に幅の狭い選択しかなく、その狭い選択すらできない場合もある。

④性犯罪者については、海外の治療に関する知見が集積しているが、我が国においてはそれがほとんど実現していない。性犯罪をした者に対してのアセスメントをきちんと行うことがまず必要である。例えば、発達障害や人格障害、精神障害（のうち、いわゆる精神病）が背景にある場合には、障害に対応した治療的アプローチを先行させるほうがいい場合があるし、性的嗜癖行動であれば、ホルモン治療による性的な欲求の抑制や認知行動療法等が存在している。現在、治療を受けようとした場合、例えば、繰り返される痴漢などについては、依存症としての治療が可能であるが、自分がペドフェリア（小児性愛）ではないかと思った人が犯罪を未然に防ぎたいという動機で治療を受けたいと思っても、治療に応じてくれる病院がほとんど無いし、愛好の対象が中学生以上の未成年であればペドフェリアには該当せず、ホルモン療法には健康保険を使えない。厚労省が、海外で有効とされている性犯罪治療の方法を幅広く治療として認め、保険適用の上で治療を受けられる体制が必要である。

⑤法務省の再犯に関する統計は、2年後再犯率（再犯防止推進計画での数値）であり、性犯罪の関する刑事法検討会で出された「取りまとめ報告書」では3年後再犯率となっており、後者のほうが再犯率が高い。最低でも累犯加重の対象となる5年を追う必要があるし依存症、嗜癖行動については、寛解はあっても全快はないのであり、期間を限定して再犯率を考えること自体がナンセンスである。2年後再犯率は、法的な根拠もなく「下げられそう」な線を引いているのではないかという批判は免れないところではないか。法務省の統計の取り方についての再検討が必要であるとくに、性犯罪については、治療の継続や教育効果の持続性の問題等を考える必要があり、長期に渡る状況の分析は必須であろう。

上記に対してどのような対応が考えられるか。

①性犯罪をした者への治療へのアクセスを容易にする必要性

性犯罪をした人について、丁寧なアセスメントがまず必要である。性犯罪の原因が、例えば、発達障害による思考の偏りにより、ポルノグラフィを現実だと思い込み、レイプしても女性が喜ぶと思い込んでいたというような場合には、その思考へのアプローチ、ポルノグラフィはフィクションであるということの理解をさせるだけでも効果が上がり得る場合があるし、「反省」が苦手であることを考慮したうえで、被害者に生じた実害等を具体

的に挙げていくなどして、被害者の苦しみや慰謝等に結びつくように説明を加える必要がある。また、性犯罪の動機が被愛妄想である場合、妄想を生じさせた精神疾患への対応が必要な場合もある。

現在、刑務所には医官が不足しており、性犯罪をした受刑者の精神科的な分析が十分行えない可能性があり、社会で重大問題としてとらえられている性犯罪者についてだけでも、特別に、医師や心理職によるアセスメントを行い、精神科治療の必要性の有無を見極めることが必要と考える。

性犯罪について、依存症、ペドフェリア等の診断を下すことで治療を受けられる者もいるが、事件が初発で依存とは評価しがたい場合などもある。定義としてはペドフェリアには当たらない未成年への嗜好など、現在保険医療の適応になっていないものについても、性犯罪治療については、幅広く保険医療が受けられるしくみが作られる必要がある。そもそも、その治療が可能な医師、カウンセリングができる心理職の育成も不可欠である。

②社会内処遇を長期化させる

現在、地方更生保護委員会が仮釈放で被害者の釈放反対意見を重くみすぎ、仮釈放期間が短くなっている傾向が見られるように思われる。社会内における治療は、数年はかかり、仮釈放期間を長めにとって、民間の治療機関等につないでいくことが必要であると考える。その際に、例えば、仮釈放の条件としてのGPS装着を行うなど、周囲の人が性犯罪をした人を脅威に感じることを抑える方策も検討する必要があり、方針でも検討課題として挙げているところ、その積極的な運用が望まれる。ただし、仮釈放中の者であれば、収監の可能性もあり、法的根拠に基づくが、性犯罪をした者全般に対して、GPS装着の範囲を安易に広げることには反対である。

また、通常の保護司に頼った保護観察では、保護司の負担が大きすぎる。少なくとも、負担に耐え得る専門家である保護司への配点をする等の工夫が必要であるし、保護観察官の直轄での指導も重要になるが、そればかりではなく、地域の精神科医、保健所（とくに精神科治療の必要な者について）、弁護士、福祉職等が連携して、チームでの関わりをしていくことが望まれる。

③居場所と支援者の確保を

家族にも見放されて仕事もない、ということでは到底改善・更生・社会復帰は望めない。性犯罪者をした人は、そのような環境におかれることが少なくない。更生保護施設の中に性犯罪者を受け入れられるスキルの高いスタッフを配した施設が出てくれればベストであるし、自立準備ホームに、医療的・福祉的知見を持つ施設を増やしていくことも重要であろう。

性犯罪をした者の中には、性犯罪をしたこと以外は社会的スキルが高い者もあり、性犯罪への治療的なアプローチを行いつつ、就労して社会とのつながりを持ち、さらに貢献できるようにすることも考えなければならない。そうでない者についても、（ときには就労支援を経て）就労し、社会とのつながりを持つことは立ち直るために非常に重要である。協力雇用主を増やすことだけでなく、とくに、性犯罪のように社会的な非難が大きい犯罪類型については、雇用主が引き受けたことを非難されたり、指導・監督で悩んだりすることがないように、上記②で記載したチームとの協力関係を作り、周囲の人たちとの関係を良好にできる環境づくりをすることも必要であろう。

居場所がない、仕事がない、親しく話す人もいない、というマイナスから、近くにロールモデルがあり、こうすれば立ち直れるのだと具体的に示していくことも大切かと思われる。都市部では、ピアカウンセリングを行う等という方法で、ロールモデルを提供することが比較的容易と思われるが、地方では、例えばオンラインミーティングの利用などの機会を作ることも考えられよう（なお、オンラインミーティングは、他の支援についても、地方の犯罪をした人が少ない地域では有効な方策となり得るのではないか）。

④性被害をそもそも起こさないようにする必要性

性犯罪加害者の中には、家族からの虐待、学校での性的いじめ、幼少期の知らない大人からの「いたずら」等、自らが性的被害に遭っている者もいる。また、虐待、いじめなどの逆境におかれたことのトラウマ体験から、加害へのハードルが低くなるといった場合もある。

被害者を作らないことは、加害者を作らないことでもある。自民党は、小学生への性教育に及び腰であるが、プライベートpartsへの接触は悪いことであり、触られたり、見られたり（写真撮影等を含む）するなどの被害を受けたら相談できる体制を作ることは必須である。方針中、相談体制についての言及については評価できるが、そもそも被害だと気づかなければ被害申告はできない。また、性行為はどのような意味を持つのか、具体的にはどのようなものであるか、それが相互の理解のもとで行われるべきであることや、望まない妊娠はどうすれば避けられるか等についても、義務教育（可能であれば小学生）のときに、正確な知識を与える必要があるだろう。性的な問題に関する情報がインターネット上に溢れている状況で、子どもに、性の問題にかんする正確な情報やネットリテラシーを教えることは大人の義務である。

⑤前科情報はピンポイントで共有し、拡散は防ぐべき

方針では、体制のできた地方自治体に対する児童への性加害を行った者に対する情報提供をすることがうたわれているが、この情報が拡散すると、前科のある者やそれを支援する人への風評被害、地域からの排除、焼き討ち（性犯罪者の氏名公開をするアメリカ、韓国ではそのような例があったようである）が生じる可能性があり、自治体への情報提供については、失われ得る利益も考えなければならない。児童に対する性犯罪をした人が（少なくとも治療効果が上がったといえるまで）、①児童に関わる仕事に就かないようにする②警察がその者の存在を確認できる情報を得るといった必要性は高いと考えられるが、①については、国がデータを管理し、地方自治体や学校法人、育児ヘルパーの会社等がそこにアクセスできるような体制を作るほうが、むしろ情報の拡散を避け得るし、そこにアクセスした、ということで事業者の信頼性が高まるというシステムになり得るようと思われる。

第6 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の促進のための取組

1 なぜ保護司、更生保護女性会のメンバーが増えないのか

(1) 保護司会等の封建性

ある保護司希望者から、「保護司になりたいということで保護観察所に相談したところ、地域の保護司会を紹介され、会長さんからいろいろと話を聴かれた。その際、私が保護司になるなら、私の妻には更生保護女性会に入つてもらうと言われた。妻は別人格であり、

「このような対応は非常に腹立たしく思った」という話を聴いた。以前にも、保護司は男性、その妻が更生保護女性会という古い建て付けの問題性を指摘したが、それどころではなく、未だに、妻は夫に従って行動すると思っている保護司もいるということである（しかも東京都内で！）。また、保護司会が高齢男性の名望家が多くいためか、女性差別的な発言やパワーハラ的な役割分担がある場合もあるという（私の保護区の話ではない）。こんなことで、どうして保護司が増えるといえるのだろうか。

もしかすると、対象者や家族だけでなく、保護司同士の円滑な関係作りのために、保護司へのハラスメント研修（オンラインやe ラーニングで十分だと思うが）も必要なかも知れない。

更生保護女性会の会員には、保護司よりも力がある方も多く、保護司として活躍してもらえないのが残念にも感じられる。夫婦で保護司、というカップルがいてもいいと思うし、昔の児童養護施設の夫婦寮監制のように、愛情が必要な子どもに、夫婦で指導をするということもあっていいように思われる。

(2) 少年事件が減る危惧

今後、少年法の対象年齢を下げるようになれば、大量の保護司がやる気を失い、辞めてしまう危険がある。保護司の多くは、青少年の立ち直りに興味があり（それにしか興味がない人もいる）、かつては非行少年の面倒をみて立ち直らせた保護司もたくさんいたが、現在、少子化で少年事件はただでさえ少ない。このような状況で、対象者の4割を占める18歳、19歳がごそっと抜けてしまえば、保護司のやる気がどれほどがれるかを政治家は考える必要があるし、法務省もその点を説明すべきである。保護司が保護区毎の組織であり、高齢者が多く、LINE やメール等での横のつながりがないからこそ、今回の少年法改正への保護司の反対運動が起らなかったが、はらわたが煮えくり返る思いで改正論議を眺めていた保護司は少なくないである。

(3) 費用支弁が少ない

さらに、これは毎回毎回書いているが、保護司への費用支弁の貧しさをどうにかして欲しい。保護司が、帰住先調整において、刑務所・少年院まで対象者の面会に行くことがあるが、刑務所等は駅、空港から遠方にあり、タクシーを使うか、自ら車を運転して出向くしかないところも少なくないにも関わらず、鉄道、バス、遠方だと飛行機といった公共交通機関の交通費は出ても、タクシ一代やレンタカーの借り賃やガソリン代は出ない。このようなけちくさいことをしながら、法務省は保護司会の活動の活性化を求め、保護司は、所属する保護司会への会費を数千～1万数千円払わされている。無償のボランティアどころではない、赤字のボランティアを誰がやりたいか。

(4) 保護司会の活動の負担と不合理性

保護司でも、時間の都合がつけやすい定年退職後など悠々自適の人はともなく、仕事を持っている人が保護司会の活動に参加することの負担感は大きい。その中にまた委員会や分区会があり、ある弁護士の保護司は、保護司会活動には参加しないと言っている。

保護司会の活動は、かねてからやっていた、というだけのルーティンなものになってしまい、今の時代に即したものになっておらず、負担感ばかり大きいという問題がある。社会を明るくする運動も、今のように電子情報のほうが早く沢山の人に伝わるのに、街頭で7月の猛暑の中、ティッシュを配る意味がわからない。一昨年、ある保護司から聞いた話

であるが、①7月1日という時期は、今は非常に暑いし、早朝にビラをまいても受け取ってくれる人がいないので、時期をずらすか、ビラをまく時間を昼間の人が余裕を持って歩いている時間にすべきだ(その地区では通勤時刻にビラをまいていたようである) ②2020年はオリンピックイヤーであり、東京都内では、交通規制等の様々なオリンピックに伴う規制がされるところ、この時期に啓発活動を行うことに効果があるのか、むしろやめるべきではないか等との意見を出したのに、東京保護観察所にはこのような意見をスルーされたと聞いた。保護観察所は、「社会を明るくする運動」の各地の活動について、「こうしなければいけない」「今までこうだった」ということを言い過ぎるべきではないし、むしろ、保護司会の古老にそのようなことを言わせないようにしていただけないか。

2 民間人の出口支援等の活動の充実について

再犯防止推進計画のモデル事業で、愛知県では、弁護士会が刑務所入所中、出所後の相談に乗る「よりそい弁護士」制度を実施した。なお、愛知県弁護士会では、この事業を利用して名古屋刑務所からの出所者の支援をした弁護士の費用を支弁し、名古屋弁護士会の弁護士が弁護するなどした受刑者等については、弁護士会の予算からの支弁を行った。受刑者のために、生活保護の申請、多重債務の整理、親から虐待されていた少年についての親権停止の申立等、弁護士が相談に乗り、実効的な支援をすることは極めて重要である。

また、現在、弁護士が福祉職等と連携して、裁判中に「更生支援計画」を作る活動が広がってきているところ、このような関わりをした弁護士や福祉職が刑務所や保護観察所等と連携してチームを作り、出所後の帰住先等を含めた有効な支援を計画していくことも考えられるべきではないか。有効と考えられる計画について、実験的にカンファレスを行うということも考えられるのではないか。

第7 地方公共団体との連携強化のための取組

地方公共団体の取組を支援する前に、多くの人が犯罪をした人が置かれた状況や再犯防止の必要性等についての認識の共有をしておらず、事業の重要性について理解をしていないことを知るべきである。

我々にとっては、田島良昭氏が主任研究員として行った「罪を犯した障害者の地域生活における研究」は共通認識となっているが、ある会議で、非常に勉強家であり、保護司の選任等にも熱心に取り組んでいる区長さんから、責任能力規定があるのに刑務所に入る人のかなりの数が障がいを持っているというのがわからない、犯罪をした人と障害の関係がわからない、と言われる経験をした。本検討会では、検討のための基礎的な知識なっている、犯罪をした人の実態や、その更生のためには何が足りず、何が必要か、というところを、いろはのいの字からわかりやすく説明し、共通認識を作るのでなければ、たとえ自治体が再犯防止推進計画を作ったとしても、仮作って魂入れず、ということになりかねない。知事会や首長の会議などをを利用して、法務省は丁寧な説明をする必要がある。なお、この点は、国会議員についても同様で、再犯防止推進法が議員立法であるといつても、本当にその意味を理解している議員がどれだけいるのかには疑問がある。

第8 次期計画の視点

令和3年度で当初計画は終了し、新たな計画が策定されることとなる。その際に考えるべき視点についていくつか指摘する。

1 なぜ理解が進まないのか

法務省が自立更生センターを作ろうとして1カ所は頓挫、他でも入寮者の送迎や外出制限等、近隣住民の理解を得るために規則づくめの（ある意味刑務所的な）運営となっている。また、保護司が増えない、DARC等が建設反対にあう等、国民の犯罪をした人の更生のための施策、再犯防止の施策への理解が得られない状態が続いている。

この原因としていくつか考えられることを挙げてみる。

(1) 法曹の刑事政策への無関心

旧司法試験では刑事政策が法律選択科目であり、この科目を選択すれば、少年法や矯正・保護関連の法律や行刑・保護の状況等についての一定の理解ができていた。しかしながら、刑事政策が受験科目から外れることで、法曹が刑事政策への知識どころか、全く関心も持たない状況が強化されている。「改善・更生・社会復帰」は刑罰の根本理念であり、刑事政策の基本中の基本のはずなのに、そのような発言をしても、応報論にかき消されてしまう。

弁護士の中で刑事事件を受任する層は薄く、企業法務や渉外関係、被害者支援や民事暴力介入を専門にしたいから刑事事件はやらない、という者が増えている。企業法務においても、経済犯罪等への司法取引への視点が必要ではあるが、企業法務専門の事務所では、いわゆる辞め検弁護士を構成員としてそこに丸投げして終わりである。1件2件刑事事件をやったから、理解が進むとも思わないが、「全く自分とは関係ない分野」と思うかどうかには大きな違いがある。そういう意味では、東京、大阪圏以外の弁護士のほうが、まだ何でもやらざるを得ない面があり、この点での希望が持てるようには思える（ただし、刑事事件や刑事政策に対する情報量は圧倒的に都会のほうが多い）。

(2) 「格差問題」

以前、和田委員と雑談したことである。和田委員も私も都立高校の出身で、小中学校は地元の公立である。地元の公立学校には、貧困な子、知的能力に問題のある子、公務員の子、商店街の子、片親の貧困家庭の子など、多様な子ども達が通っている。そういう場所にいた者は、いなかった者に比べて、「非行・犯罪にいたってしまうことの容易さ」を実感できると思う。近年、小中学校の段階から私立の学校に進学する者が増え、そういう者が、高級官僚や法曹等になったときに、「非行・犯罪をした人」は、遠く縁遠い者としか思えないのではないか。再犯防止という言葉への人ごと感の原因の一つがそこにある、というのは言い過ぎだろうか。また、公立学校でいかに経済的格差等を克服できるような、平等な教育ができるかということも重要であり、識者の子どもたちが公立学校にもっと通い、その教育に関心を払うようになるためのドラスティックな施策（たとえば国會議員を含む公務員の子どもには公立学校に行っていただくなど）も考えられなければならないのではないか。

(3) 厳罰化・重罰化との関連

少年院の教員、家裁の裁判官等が少年法改正に反対したが、「被害者保護」の美名のもと、少年法は改正される。刑法についても、危険運転罪や性犯罪など、重罰化（適正化という人もいるが、私はその意見をとらない）が進んでいるし、死刑廃止など議論にも上ら

ない。多くの国民は、たとえ是枝裕和監督の「万引き家族」を見て感動しても、万引きする人も、虐待する親も、自分とは別世界のことだから感動していられるのではないかと思われる。

新聞等の論調は、犯罪者は一種のモンスターのような存在であり、一般の人とは違い、社会から排除されるべき存在であるかの書きぶりである。以前のように紙媒体だけの新聞だった時代と異なり、犯罪者が実名報道されると、その情報はインターネットで拡散し、不起訴になろうが無罪になろうが、その情報は消去できず、名誉回復は極めて困難である。少年事件は実名報道はされないと想い、一部雑誌等では写真まで掲載されることがあるし、インターネット上では犯人捜しが行われ、加害者の氏名、出身校、自宅等が曝されてしまう。また、警察のリークは、被疑者が否認しているような場合には、反省していない化け物のような表現である場合もある（もちろん、被害者についての実名報道にも大きな問題があり、「ホテトル嬢殺人事件」として実名報道された被害者の両親が、周囲からひどい言葉を浴びせられた例など、非常に大きな人権侵害が生じている。被害者の記事も、単なる興味本位で書かれたとしか思えないものも少なくない）。

マスコミ等にあおられたこの不寛容は、「なんで犯罪者に金をかけるのだ」等という、非行・犯罪をした人の改善・更生・社会復帰の必要性を不当視する国民感情を醸成している。このような状況では、罪を償おうが被害者からの宥恕を得ようが、その情報のために、犯罪をしたことで就職が困難となり、アパートも借りられない可能性がある。

政府が再犯防止の必要性を説くことと、政府が重罰化の方針を強め、警察が上記のような報道への臨み方をし、マスコミがそれをかき立てていくこととは相容れない面があり、あえて激しい言葉で言わせてもらえば、アクセルを踏みながらブレーキをかけている状態であるように思われてならない。

前首相が「一億総活躍」というスローガンを挙げたが、非行や犯罪をした人も一億人の一人である。イタリアは憲法に、刑罰の目的が改善・更生・社会復帰に向けられたものであると書かれている。憲法改正をしてこれを記載せよとまではいわないが、犯罪をした人の改善・更生・社会復帰についての理解のない「再犯防止」は、単なるスローガンであり、犯罪をした人の排除や拘束につながりかねないものである。

2 どうすればよいのか

そのためにはどうすべきなのか

(1) 報道のあり方についての検討を

再犯防止推進計画検討会の有識者委員には、ジャーナリストは含まれていない（堂本委員はジャーナリスト出身でいらっしゃるが）。犯罪をした人（だけでなく、被害者に対する報道も含めた）への報道のあり方は、国民の意識に直接的に反映する。

現在の犯罪報道は、紙面のトップをかざることが多いが、昭和のころは、犯罪報道は「三面記事」であり、扱いも小さく、犯罪をした者についても、被害者についても、今ほど多くの情報は掲載されていなかった。それで誰かが困つただろうか。インターネットで情報が拡散する時代に、実名報道の弊害を考えなくてよいのか。加害者の家族までが今まで居住していた場所に住めなくなることをしてもよいのか（宮崎勤氏の父親は自殺し、家族は離散、家があった場所は地域に寄付され広場になっている）。加害者の家族は、加害者の更生のための重要な資源である場合が多く、それを潰してしまうことがどれほどマ

イナスかも考えるべきである。また、被害者にも様々なスタンスの人がおり、「被害者は加害者の重罰を望んでいる」と勝手に決めつけてよいのか。今の報道のスタンスが続くと、被告人への処罰、あるいは重罰を望まない被害者が出てきたとき、その人への迫害（ネット上の攻撃等を含む）が起きる危険もある。

再犯防止の根本理念は何か、なぜ再犯防止が考えられなければならないのか等について、マスコミとも十分な意見交換が必要であるし、現在の、犯罪をした人の実名報道が当然というあり方等についても、再犯防止の見地から検討をする必要があるのではないか。

(2) 立ち直れるという確信を

犯罪をした人が立ち直ることができるかどうかは、その人が犯罪後、どういう環境に置かれるかに大きく左右される。家族があり、その指導のもとで職を得て立ち直れる人はよいが、そうでない人も多い。海外では、グッド・ライブス・モデルという、人のもつよいところをのばし、よい行動（あるいは悪いことをしない）の動機付けを与え、モデルとなるよい人との交友を図り、内面を磨き、新たな人生を創造していくことを追求していくことによって、犯罪をした人がよい人生を送れるようになり、再犯も防止されるという考え方方が広がっている。

2年間再犯率が下がっているのは、その間には、犯罪・非行をした人の伴走者がいる場合が多いからであり、満期釈放者の再犯率が高いのは、伴走してくれる人がいないからである、という仮説は十分成り立つ。保護司が十分な伴走者たり得るかどうかについては前述したとおりで、再犯を繰り返している事例などについては、医療的支援や福祉的支援も含めた総合的な視点が必要となるが、さらに、当事者の自助グループなどを通じて、「犯罪をしてもこうやって立ち直れるのだ」というモデルを提供できることが重要である。我が国においては、犯罪をした者どうしを知り合わせることに対する抵抗があったように思われるが（刑務所での不正通信防止は非常に厳しく取り締まられる。また、NPO法人マザーハウスの代表者は、前科があることから、当初、活動への無理解にあったという）、少なくとも、既に立ち直りの基盤ができ、相当程度に社会で活動している人からは、協力をいただけるものであれば協力を得て、立ち直れるということを実際に示していくことが重要であると思われる。

また、国民への啓蒙としても「立ち直れる」というメッセージは重要である。

法務省の協力で「君の笑顔に会いたくて」という保護司を主人公とした映画が作られているが、犯罪をした人の立ち直りに関しては、昨年、元レディースで暴走族をしていた中村すえ子監督のドキュメンタリー「記憶——少年院の少女たちの未来への軌跡」がクラウドファンディングで製作され、同監督が「女子少年院の少女たち——「普通」に生きることがわからなかった」を出版している。また、小説がドラマ化、映画化された例もあり、安藤祐介「不惑のスクラム」（傷害致死で受刑した男性がラグビー仲間に励まされて社会復帰していくというあらすじ）は2018年NHKでドラマ化されたし、佐木隆三「身分帳」（殺人犯の社会復帰をめぐる小説）は、今年、西川美和監督により現代に場面を移して「すばらしき世界」という映画になった。このような映画やドラマからは、人とのつながりこそが立ち直りに必要なことであり、犯罪をした人が希望を持って生きられることの重要性の理解を進めることができるものと考える。古いところでは、菊池寛「恩讐の彼方に」などという小説もあった。このような題材を教育現場で取り入れてもらう、地域での

学習で使ってもらうということも考えられるべきである。

(3) 刑事法の全面改正を含めた大議論を

うまく運用してきた少年法を改正する立法事実がどこにあったのかと思っている。また、自動車事故の問題にしても、性犯罪の問題についても、どうすればそれを防げるのか、処遇のあり方をどうするのかの検討は不十分である。万引きを繰り返せば常習累犯窃盗として刑務所に送られるという、重すぎる財産罪についての検討は全く忘れられている。この問題が無くなれば、刑務所の負担は大幅に軽減される。裁判員裁判制度が始まり、「殺人」という構成要件も、犯罪類型毎に構成要件を定め、それぞれの量刑幅に合わせた法定刑を定めるといった工夫も必要なかも知れない。

被害者の刑事裁判以外での救済をどうすればいいのかの検討はある程度なされているとはいえ、予算化が十分ではない（被害者を刑事裁判に関与させることは、システムを替える必要があまりなく、国としては非常に楽な施策なのだと見える）。国は、被害者基本法こそ作ったが、被害者給付についての被害者への周知は徹底せず、金のかかるなどを本当はしたくないのではないかとすら思ってしまう。

令和も3年目である。刑法の条文の構成、刑罰のあり方（例えば、治療等を刑罰に代替する判決や社会奉仕命令、刑務所収容に替えたGPS監視等）を抜本的に見直すことが必要であるし、刑事訴訟法においても、無罪を争った事件では全く情状立証ができず、処遇への情報提供もできないような現在の状況を改め、罪体立証と情状立証の2分、情状における判決前調査などの大改正をすべきである。国会議員は、再犯防止について、小手先の改正ではなく、国の中から十分に検討すべきであるという覚悟を持つべきである。

現在、被害者参加制度や被害者の情報秘匿制度など、司法手続きにおける被害者の権利が拡大している。それ自体を問題視するつもりはない。しかし、被害者が裁判に積極的に関与するという面ばかりが強調されるが、被害者の精神面へのケア（被害者遺族に対してはグリーフケア）が十分に確保される制度を作ることも大切であり、そこに予算を投入する必要がある。国会議員は、被害者が救われない状況で、犯罪をした人の支援をすることは、国民の反発を招くということも考えるべきである。

(4) 法律の「建前」と社会の実態をどう整合させるのか

我が国には売春防止法があるが、ソープランドと呼ばれる特殊浴場や「デリバリーヘルス」と呼ばれる風俗産業では売春が行われているということは公知の事実である。そして、このような風俗産業についての許可を与えてるのは都道府県公安委員会であり、売春を取り締まる警察が、風俗産業を仕切っている、ということになる。これは賭博についても同様で、特殊景品という形で実際には金銭をかけているパチンコが、「賭博ではない」とされ、業界の適正化という目的（名目？）から、諸団体に警察官が天下っている。

先後の暴力団が風俗や賭博を仕切っていた時代に、業界を適正化するため警察が関与したことについては理解できる。しかし、現在のように暴力団の排除が進んだ状況で、取り締まる側が取り締まられる者を仕切っている（というと言葉が悪いが）ことは不健全である。風俗産業の営業許可には、地域でのまちづくり等の視点が必要であり、自治体のそのような部門に許可の担当部門を置くほうが健全かつ地域政策になじんだ判断ができるようと思われる。

そもそも、「売春は禁止」「賭博は禁止」という建前が守られていない実態は、国民の

規範意識を緩ませる原因（それが犯罪の温床となり得る）となっていることを国會議員は認識すべきである。

以上